

2018年9月18日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 ぽど  
代 表 者 代表取締役社長 中村 史朗  
(コード番号 4833)  
問合せ先責任者 取締役管理統括本部長 伊藤 俊徳  
(TEL 03-6694-9810)

### 株式交換による株式会社リビングプロシードの完全子会社化に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社リビングプロシード（以下「リビングプロシード」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換については、当社及びリビングプロシードのそれぞれが平成30年10月31日開催の臨時株主総会での決議により、本株式交換契約の承認を受けることを前提としております。

### 記

#### 1. 本株式交換の目的

当社は、昭和62年に設立され、「情報誌ぽど」を中心に、地域を細かく分けてエリアごとに編集・発行し、読者にとってより身近な生活情報をお届けするメディアとして、全国に配布ネットワークを広げてまいりました。全国に約13,000人の配布員「ぽどんな」ネットワークを有しており、地域ごとのきめ細かい情報サービスを提供しております。加えて、現在は配布地域だけでなく読者ターゲットもセグメントした媒体を各種発行し、新たなフリーペーパーモデルを構築しております。

一方、リビングプロシードは昭和52年に設立され、サンケイリビング新聞社グループにおいて「生活者視点にもとづいた様々なプロモーションをご提案し商品及びサービスの販売をお手伝いするセールスプロモーション会社」であるとともに、「生きた女性データベースである26,000人のリビングパートナーを擁する女性マーケティング支援会社」として事業活動を行ってまいりました。また、主婦を中心とする約13,000人のリビングレディは、日本全国に展開する大規模な配布ネットワークとして地域に根差した「信頼を配布する」社会インフラとして、事業展開を行っております。

両社が属するフリーペーパー・広告業界は、スマートフォンやインターネット広告を利用した販促手法の多様化・拡大に伴い、クライアント需要はより効果計測が行い易く、ターゲットも明確なメディアへのシフトが顕著に現れており、加えて、少子高齢化・人口減等、時代背景や社会ニーズが目まぐるし

く変化する厳しい市場環境にあります。

このような市場環境の急速な変化や競争の激化等を踏まえ、既存ビジネスであるフリーペーパーを中心とした事業領域の拡大と構造改革の推進等のスピードを向上させ、フリーペーパー業界における両社の競争優位性を一段と高めつつ両社が継続的かつ中長期的に事業価値を向上させていくためには、経営資源の集約によるバリューチェーンの最適化を図り一体的な運営による一層のシナジー効果の発揮による収益性の向上が必要と考えております。

今回のぽどによるリビングプロシードの完全子会社化により、両社の配布・流通部門の統合を加速することで、日本最大級の配布ネットワークを保有する企業としての収益力及び企業価値の向上に取り組んでまいります。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

株式交換契約承認取締役会決議日（両社）	平成30年9月18日
契約締結日（両社）	平成30年9月18日
株式交換承認臨時株主総会（両社）	平成30年10月31日（予定）
株式交換実施予定日（効力発生日）	平成30年11月1日（予定）

(注) 1 なお、上記日程は、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。

### (2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、リビングプロシードを株式交換完全子会社とする株式交換です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	リビングプロシード (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	10.00
本株式交換により交付する株式	普通株式：1,000,000株（予定）	

(注) 1 本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）

リビングプロシード株式1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）10株を割当て交付いたします。なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。

#### 2 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式1,000,000株を、当社がリビングプロシードの発行済株式の全てを取得する時点の直前時のリビングプロシードの株主に対して割当交付する予定であり、交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定です。

### (4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

リビングプロシードが発行している新株予約権及び新株予約権付社債はありません。

(5) 剰余金の配当

リビングプロシードは、平成30年10月31日開催予定の当社及びリビングプロシードのそれぞれの臨時株主総会決議によって本株式交換について承認を受けることを条件として、平成30年9月18日以降本株式交換の効力発生日の前営業日である平成30年10月31日までの間に、その時点における親会社である株式会社サンケイリビング新聞社に対して、リビングプロシード株式1株当たり3,000円を限度として、剰余金の配当を実施する予定です。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びリビングプロシードから独立した第三者算定機関として、株式会社エスネットワークス（以下「エスネットワークス」といいます。）に当社及びリビングプロシードの株式価値の算定を依頼しました。なお、エスネットワークスは、当社及びリビングプロシードの関連当事者には該当せず、記載すべき利害関係も有しておりません。

当社及びリビングプロシードの株式価値の算定を同一の機関に依頼しておりますが、これは、当社株式が東京証券取引所ジャスダック市場に上場されており、当該市場において株価が形成されていることから、エスネットワークスによる当社の株式価値の算定結果につきましては、その公平性、妥当性を当社で検証することが可能であると判断したためであります。

当社及びリビングプロシードは、株式価値の算定結果を参考に、リビングプロシードの財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し、利害関係を有しない社外取締役から受領した意見書、並びにリーガルアドバイザーからの法的助言等の要因を総合的に勘案し、当社及びリビングプロシードとの間で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換における交換比率はエスネットワークスが算定した株式交換比率の範囲内であり、当社の株主にとって不利益なものではないため、上記2.(3)記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に達し合意いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 当社の株式価値について

当社の株式価値につきましては、上場会社であり、市場株価が存在しておりますことから、エスネットワークスは、市場株価法を採用して算定を行っております。また、平成30年9月14日を基準日とし、東京証券取引所ジャスダック市場における直前1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の終値に基づくそれぞれの平均値を算定の基礎としております。

なお、エスネットワークスが算定した当社の株式価値につきましては、当社でその公平性、妥当性を検証した結果、適正であると判断しております。

算定手法	算定結果（1株あたり）
市場株価法	447円～570円

② リビングプロシードの株式価値について

リビングプロシードの株式価値については、非上場会社であり、市場株価が存在せず、将来清算

する予定はない継続企業であることから、エスネットワークスは、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、DCF法）を採用して算定を行いました。

DCF法では、リビングプロシードについて、リビングプロシードの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮したリビングプロシードの財務予測に基づき、リビングプロシードが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによつて企業価値や株式価値を評価しております。

なお、エスネットワークスがDCF法による算定の前提としたリビングプロシードの将来の財務見通しにおいて、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成31年3月期において、人件費、業務委託費、並びに事務所家賃の見直しといったコスト削減等の影響により、営業利益は前年度の21百万円から54百万円と大幅な増益になると見込んでおります。

算定手法	算定結果（1株あたり）
DCF法	5,596円～5,850円

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりです。

算定手法		普通株式交換比率の算定結果
当社	リビングプロシード	
市場株価法	DCF法	9.815～13.089

### （3）公正性を担保するための措置

本株式交換においては、リビングプロシードが当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社（以下「RIZAPグループ」といいます。）の連結子会社である株式会社サンケイリビング新聞社の完全子会社であることから、本株式交換は支配株主との重要な取引等に該当するため、以下のとおり公正性を担保するための措置を講じております。

#### ① 第三者算定機関によるリビングプロシードの株式価値の算定

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びリビングプロシードから独立した第三者算定機関として、エスネットワークスにリビングプロシードの株式価値の算定を依頼しました。なお、当社は、当該第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

#### ② 独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガルアドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を起用して法的な観点から諸手続き及び対応等について法的助言を受けております。なお、大江橋法律事務所は、当社及びリビングプロシードとの間で記載すべき重大な利害関係を有しておりません。

#### (4) 利益相反を回避するための措置

本株式交換においては、リビングプロシードが当社の親会社であるRIZAPグループの連結子会社である株式会社サンケイリビング新聞社の完全子会社であることから、本株式交換は支配株主との重要な取引等に該当するため、以下のとおり利益相反を回避するための措置を講じております。

##### ① 当社における利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認並びに監査等委員会の異議がない旨の意見

本日開催の当社の取締役会では、当社の代表取締役社長である中村史朗と取締役である伊藤俊徳を除く取締役で、本株式交換に関する審議及び決議を行い全員一致で可決しました。また、監査等委員会が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

当社の代表取締役社長である中村史朗、及び取締役の伊藤俊徳は、それぞれリビングプロシードの代表取締役社長、取締役を兼任しておりますので、利益相反回避の観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において本株式交換に関する協議及び交渉に参加しておりません。

##### ② 利害関係を有しない第三者からの意見書の取得

当社は、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、当社と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている森英文氏、及び松室哲生氏に対し、本株式交換を検討するにあたって、(a) 本株式交換の目的の正当性、(b) 本株式交換における本株式交換比率の妥当性、(c) 本株式交換の手續の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本株式交換に係る意思決定が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

森英文氏、及び松室哲生氏は、かかる検討に当たり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、並びに本株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受けております。また、当社のリーガルアドバイザーである大江橋法律事務所から、本株式交換に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する説明を受けております。

森英文氏、及び松室哲生氏は、かかる経緯の下、上記説明、算定結果その他の検討資料を前提として、(a) 本株式交換の目的の正当性については、市場環境の急速な変化や競争の激化等を踏まえ、既存ビジネスであるフリーペーパーを中心とした事業領域の拡大と構造改革の推進等のスピードを向上させ、フリーペーパー業界における両社の競争優位性を一段と高めつつ、両社が継続的かつ中長期的に企業価値を向上させるという観点から検討されており、その目的は正当と評価できること、(b) 本株式交換における本株式交換比率の妥当性については、両社のいずれとも重要な利害関係を有しない第三者算定機関であるエスネットワークスから株式価値算定書を取得しており、その算定方法については、リビングプロシードの株式価値算定の基礎とされた資料の選択には不合理な点はなく、当社の株式価値算定においては実際の市場価値に基づく市場株価法を採用しているため、株式価値の算定結果は適切であると判断され、これによって得られた情報及び各専門家の助言を参考にリビングプロシードと交渉し、本株式交換比率の決定に至っており、その条件は妥当かつ公正

なものであると評価できること、(c) 本株式交換の手續の適正性については、利害関係のある取締役は本株式交換の交換比率の算定等の具体的条件に係る審議及び交渉に参加しておらず、利益相反を疑わせるような事実は存在しないと認められ、さらにリーガルアドバイザーとして大江橋法律事務所を選任し、法的な観点から本株式交換の適切な手續及び対応について助言を受けているため、当社における本株式交換に係る交渉過程及び意思決定過程は適切なものと解されることから、本株式交換に係る意思決定は当社少数株主にとって不利益なものでないと考えられる旨の意見書を、平成30年9月18日付で、当社の取締役会に対して提出いたしました。

#### 4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社		株式交換完全子会社	
(1) 名称	株式会社ぱど		株式会社リビングプロシード	
(2) 所在地	東京都品川区上大崎二丁目13番17号		東京都千代田区紀尾井町3番23号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中村史朗		代表取締役社長 中村史朗	
(4) 事業内容	生活情報誌の出版・頒布及び各種情報の提供等		新聞配布その他印刷物等の配布	
(5) 資本金	1,026百万円		100百万円	
(6) 設立年月日	昭和62年8月8日		昭和52年6月10日	
(7) 発行済株式数	19,003,115株		100,000株	
(8) 決算期	3月31日		3月31日	
(9) 従業員数 (平成30年3月31日現在)	367人(連結)		87名	
(10) 主要取引銀行	株式会社横浜銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社商工組合中央金庫		株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行	
(11) 大株主及び持株比率 (平成30年3月31日現在)	RIZAPグループ(株)	71.11%	(株)サンケイリビング新聞社	100.00%
	(有)日本デザイン研究所	7.22%		
	倉橋泰	6.00%		
	ぱど社員持株会	1.16%		
	石川雅夫	0.82%		
(12) 当事会社間の関係				
資本関係	該当事項はありません。			
人的関係	当社の代表取締役社長がリビングプロシードの代表取締役社長を兼務しており、当社の取締役1名がリビングプロシードの取締役を兼務しております。			
取引関係	当社とリビングプロシードとの間には、広告配布業務の委託及び受託関係があります。			

関連当事者への該当状況	リビングプロシードは当社の親会社であるRIZAPグループの連結子会社である株式会社サンケイリビング新聞社の完全子会社であり、相互に関連当事者に該当いたします。					
(13) 最近3年間の財政状態及び経営成績 (単位：百万円。特記しているものを除く)						
	当社 (連結)			リビングプロシード		
決算期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期
純資産	624	1,067	1,272	1,410	1,428	1,413
総資産	3,273	3,512	3,570	2,331	2,257	2,210
1株当たり純資産(円)	105.02	53.56	64.07	14,101.48	14,282.70	14,133.56
売上高	7,539	6,997	7,198	7,106	6,976	7,169
営業利益	△175	△311	234	158	89	21
経常利益	△179	△338	236	163	101	24
親会社株主に帰属する当期純利益	45	△561	192	84	52	8
1株当たり当期純利益(円)	8.34	△84.82	10.12	931.31	581.22	80.85
1株当たり配当金(円)	—	—	—	400	230	—

#### 5. 本株式交換後の状況

本株式交換による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、及び決算期の変更はありません。本株式交換後の当社の純資産及び総資産については現時点では確定しておりません。

#### 6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得に該当する見込みであります。なお、本株式交換に伴い、当社の連結財務諸表上ののれんが発生する見込みであります。金額及び会計処理等につきましては、現時点においては未定です。

#### 7. 今後の見通し

本株式交換契約の締結による当期以降の業績に与える影響等につきましては、確定次第、速やかにお知らせ致します。

#### 8. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式交換においては、リビングプロシードが当社の親会社であるRIZAPグループの連結子会社である株式会社サンケイリビング新聞社の完全子会社であることから、本株式交換は支配株主との重要な取引等に該当するため、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じております。当社が平成30年6月21日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては「支配株

主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との取引が発生する場合においては、他の一般取引と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討の上、取引実行の是非を決定する旨を記載しております。

当社は、上記3.（3）「公正性を担保するための措置」及び（4）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じたうえで、株式交換比率を決定しており、かかる決定に基づき本株式交換を行う予定です。

かかる対応の結果、本株式交換は上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記（1）「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換においては、リビングプロシードが当社の親会社であるRIZAPグループの連結子会社である株式会社サンケイリビング新聞社の完全子会社であることから、本株式交換は支配株主との重要な取引等に該当するため、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、取締役会において、本株式交換に関し慎重に協議、検討し、さらに、上記3.（3）「公正性を担保するための措置」及び（4）「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避したうえで判断をしております。

（3）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記3.（4）「利益相反を回避するための措置」②「利害関係を有しない第三者からの意見書の取得」をご参照ください。

以上

（参考）当期連結業績予想（平成30年5月14日公表分）及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (平成31年3月期)	7,500	300	290	220
前期実績 (平成30年3月期)	7,198	234	236	192